

## 単純集計表<sup>1)</sup>

### 問 2 総論

貴社は、各種法令違反等の未然防止、早期発見及び発見後の的確な対応（以下「未然防止・早期発見等」といいます。）に向けた体制の整備や取組の中で、独占禁止法コンプライアンスプログラム<sup>(注)</sup>の整備・運用の優先順位をどのように位置付けていますか。【1つ選択・必須回答】

(注)「独占禁止法コンプライアンスプログラム」とは、企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組のことをいいます。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	各種法令違反等への対応について優先順位付けを実施していない。	282	32.5
②	最も低い。	2	0.2
③	どちらかといえば低い。	36	4.1
④	どちらともいえない。	103	11.9
⑤	どちらかといえば高い。	266	30.6
⑥	最も高い。	180	20.7

### 問 3 独占禁止法コンプライアンス全般

#### 問 3-1 経営トップのコミットメントとイニシアティブ

##### 問 3-1-1

貴社の経営トップ（「代表取締役社長」や「代表取締役CEO」等、貴社の経営全般に関して最終的な意思決定権限及び責任を有する者を指します。以下同じ。）は、貴社の役職員に独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信していますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	特に何も発信していない。	36	4.1
②	コンプライアンス全般に関して、重要性を呼び掛ける抽象的なメッセージを発信している。	564	64.9
③	コンプライアンス全般に関して、「コンプライアンス違反による利益は1円たりとも要らない。」等、違反行為に関与しようとする役職員の動機を否定するような具体的なメッセージを発信している。	291	33.5
④	独占禁止法に関して、重要性を呼び掛ける抽象的なメッセージを発信している。	214	24.6
⑤	独占禁止法に関して、「独占禁止法違反行為による利益は1円たりとも要らない。」等、違反行為に関与しようとする役職員の動機を否定するような具体的なメッセージを発信している。	136	15.7

##### 問 3-1-2

問 3-1-1 で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社の経営トップは、貴社の役職員に対し、どのような方法でメッセージを周知していますか。

【1つ選択・必須回答】

<sup>1)</sup> 記述式回答欄を除く。また、「問 1 貴社の概要」に係る集計結果については、報告書本体 4 頁及び 5 頁に掲載している。

(回答者数：831社)

回答選択肢		実数	%
①	文字情報で周知している <sup>(注)</sup> 。 (注) 社内イントラネットの役職員が容易にアクセスできる場所への掲示や社内メールの配信のほか、行動規範、コンプライアンスマニュアル、社内報及びカード等の配布物への掲載・配布等を含みます。	271	32.6
②	社内研修や各種集会・会議・会合等の場において口頭で周知している <sup>(注)</sup> 。 (注) e-Learning や Web 会議において直接発言する場合のほか、事前に収録したビデオメッセージを配信・放映する場合等を含みます。	99	11.9
③	文字情報と口頭の両方で周知している。	461	55.5

(注) 2社が無回答であったため、集計から除外している。

### 問3-2 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応

貴社は、貴社における独占禁止法違反リスク（貴社が独占禁止法に違反するリスクのことをいいます。以下同じ。）について、独占禁止法違反行為の類型や貴社の取扱製品・拠点・部門ごとに分けて評価する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	579	66.6
②	実施している。	290	33.4

### 問3-3 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用

#### 問3-3-1

貴社は、独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続を定めた社内規程・マニュアル等<sup>(注)</sup>を策定・作成していますか。【複数選択可・必須回答】

(注) 独占禁止法コンプライアンスに特化した社内規程・マニュアル等だけでなく、コンプライアンス全般に関する社内規程・マニュアル等の中に独占禁止法コンプライアンスに関する事項が記載されている場合を含みます。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	特に何も策定・作成していない。	92	10.6
②	行動規範 <sup>(注)</sup> を策定している。 (注) 「行動規範」とは、企業の理念や価値観を実現するために日々の事業活動において個々の役職員が採るべき倫理的な行動や態度を具体的かつ明確に示した指針のことをいいます。	716	82.4
③	独占禁止法コンプライアンス基本規程 <sup>(注)</sup> を策定している。 (注) 「独占禁止法コンプライアンス基本規程」とは、独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に関する事項を包括的に定めた社内規程のことをいいます。	283	32.6
④	独占禁止法コンプライアンスマニュアル <sup>(注)</sup> を作成している。 (注) 「独占禁止法コンプライアンスマニュアル」とは、独占禁止法に関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したガイドブックのことをいいます。	360	41.4

#### 問3-3-2

問3-3-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、問3-3-1で選択した社内規程・マニュアル等について役職員に周知する取組を実施していますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：777社)

回答選択肢		実数	%
①	特に何も実施していない。	21	2.7
②	行動規範について実施している。	681	87.6
③	独占禁止法コンプライアンス基本規程について実施している。	251	32.3
④	独占禁止法コンプライアンスマニュアルについて実施している。	327	42.1

### 問 3-4 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分

#### 問 3-4-1

貴社は、独占禁止法コンプライアンスに関する組織体制<sup>(注)</sup>として、どのような組織体制を整備していますか。【複数選択可・必須回答】

(注) 独占禁止法コンプライアンスに特化した組織体制だけでなく、コンプライアンス全般に関する事項を所管する組織体制が独占禁止法コンプライアンスに関する事項を所管している場合における当該組織体制を含みます。

(回答者数：869社)

回答選択肢	実数	%
① 特に何も整備していない。	19	2.2
② コンプライアンス担当役員を選任している。	578	66.5
③ コンプライアンス委員会を設置している。	665	76.5
④ 事業部門外に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者を設置している。	622	71.6
⑤ 事業部門外に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者から独立した独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置している。	81	9.3
⑥ 事業部門内に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者を設置している。	241	27.7
⑦ 事業部門内に各種法令違反等全般に関するコンプライアンス所管部署又は担当者から独立した独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置している。	20	2.3
⑧ 内部監査部門又は担当者を設置している。	715	82.3
⑨ その他	29	3.3

#### 問 3-4-2

貴社の社外取締役・社外監査役は、貴社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用にどのように関与していますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢	実数	%
① 社外取締役及び社外監査役はいない。	20	2.3
② 全く関与していない。	59	6.8
③ 取締役会やコンプライアンス委員会等の会議体において自社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況について発言している。	494	56.8
④ 取締役会やコンプライアンス委員会等の会議体での発言以外の方法で、自社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況についてコンプライアンス所管部署や内部監査部門等に報告を求めている。	281	32.3
⑤ 役職員が独占禁止法違反行為を見聞きした際の内部通報先の1つになっている。	189	21.7
⑥ 社内で独占禁止法違反の疑いが生じた際の報告ルートに含まれている。	325	37.4
⑦ その他	57	6.6

### 問 4 違反行為を未然に防止するための具体的な施策

#### 問 4-1 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用

##### 問 4-1-1

貴社は、競争事業者との接触に関する社内ルール<sup>(注)</sup>を策定していますか。【1つ選択・必須回答】

(注) 競争事業者との接触を禁止したり、競争事業者との接触に関して申請・承認・報告等を求めたりするなど、競争事業者との接触に関する独占禁止法違反リスクを管理するための社内ルールを指します。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	策定していない。	439	50.5
②	策定している。	430	49.5

#### 問4-1-2

問4-1-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、競争事業者との接触に関してどのようなルールを策定していますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：430社)

回答選択肢		実数	%
①	競争事業者との接触を原則として禁止している。	181	42.1
②	競争事業者との接触前に所属部門の上司や上長に事前に申請し承認を得る。	205	47.7
③	競争事業者との接触前にコンプライアンス所管部署に事前に申請し承認を得る。	116	27.0
④	競争事業者との接触前に独占禁止法に抵触する可能性がある行為を行わないことを宣誓する。	103	24.0
⑤	競争事業者との接触時に独占禁止法上問題となり得る場面に遭遇した場合には、抗議して退席するなどの適切な措置を採る。	285	66.3
⑥	競争事業者との接触後に接触時の状況等について議事録やメモを作成する。	222	51.6
⑦	競争事業者との接触後に接触時の状況等を所属部門の上司や上長に報告する。	239	55.6
⑧	競争事業者との接触後に接触時の状況等をコンプライアンス所管部署に報告する。	165	38.4
⑨	競争事業者との接触に係る証拠・証跡（書面・メール・議事録・メモ等）を適切に保管する（保管期間及び保管方法に関するルールを含む。）。	188	43.7
⑩	その他	89	20.7

#### 問4-1-3

問4-1-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、競争事業者との接触に関する社内ルールについて役職員に周知する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：429社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	25	5.8
②	実施している。	404	94.2

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。

### 問4-2 独占禁止法に関する社内研修の実施

#### 問4-2-1

貴社は、直近事業年度において、独占禁止法をテーマとした社内研修<sup>(注)</sup>を実施しましたか。【1つ選択・必須回答】

(注) 「独占禁止法をテーマとした社内研修」には、貴社の役職員が研修講師を担当した研修のほか、外部の団体・組織・個人等に研修講師を委託した場合の当該研修を含みます。また、他のコンプライアンスに関するテーマと併せて研修を実施する場合の当該研修を含みます。以下同じ。

(回答者数：868社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	309	35.6
②	対面による研修を実施した。	97	11.2
③	オンライン（e-Learning や Web 会議等。以下同じ。）による研修を実施した。	250	28.8
④	対面による研修とオンラインによる研修の両方を実施した。	212	24.4

(注) 1社が無効回答であったため、集計から除外している。

#### 問4-2-2

問4-2-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社の直近事業年度における独占禁止法をテーマとした社内研修の内容・形式について、該当する選択肢を選択してください。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：559社)

回答選択肢		実数	%
①	独占禁止法に関する一般的な知識を講義形式で説明している。	439	78.5
②	研修の対象部門の事業活動や独占禁止法違反リスクに応じて独占禁止法上留意すべき事項を説明している。	322	57.6
③	自社又は競争事業者の独占禁止法違反事件を題材としたドラマを作成するなど、独占禁止法違反行為に関与した場合に生じる不利益等をストーリー仕立てで説明している。	55	9.8
④	ディスカッション形式やロールプレイング形式等、受講者による主体的な関与が必要となる形式を取り入れている。	56	10.0
⑤	その他	80	14.3

#### 問4-2-3

貴社は、回答欄の役職・階級・部門等の役職員に対し、独占禁止法をテーマとした社内研修をどのくらいの頻度で実施していますか。以下の各役職・階級・部門等について、該当する選択肢を選択してください。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

項目		実施して	不定期に	四半期に	半年に	1年に	2～3年に	4～5年に
		いない	実施	1回程度	1回程度	1回程度	1回程度	1回程度
経営トップ	%	39.2	28.7	0.7	3.5	21.3	5.4	1.3
	実数	341	249	6	30	185	47	11
経営トップ以外の経営陣 <sup>(注)</sup>	%	34.8	28.5	0.9	4.7	23.8	6.0	1.3
	実数	302	248	8	41	207	52	11
部長級以上の管理職	%	27.0	28.7	1.0	5.4	28.1	8.2	1.6
	実数	235	249	9	47	244	71	14
新入社員	%	32.3	16.8	0.7	5.8	38.8	4.5	1.2
	実数	281	146	6	50	337	39	10
営業部門の従業員	%	24.2	26.1	1.4	6.7	31.6	8.1	2.0
	実数	210	227	12	58	275	70	17
仕入・調達部門の従業員	%	27.0	26.2	1.7	5.6	29.8	7.9	1.6
	実数	235	228	15	49	259	69	14

(注) 会社法上の役員に該当しない執行役員等を含む。以下同じ。

問 4-2-4

貴社では、過去3年間（令和3年度～令和5年度）を通じ、概ね何パーセントの役職員が独占禁止法をテーマとした社内研修を受講しましたか。以下の各役職・階級・部門等に該当する役職員のうち、過去3年間に独占禁止法をテーマとした社内研修を最低1回でも受講した経験がある役職員の割合を選択してください（詳細なパーセンテージが不明な場合には概算で構いません。）。【1つ選択・必須回答】

（回答者数：869社）

項目		0% <sup>(注)</sup>	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
経営トップ	%	47.8	7.0	1.5	2.2	10.2	31.3
	実数	415	61	13	19	89	272
経営トップ以外の経営陣	%	40.5	10.4	2.9	3.5	14.5	28.3
	実数	352	90	25	30	126	246
部長級以上の管理職	%	31.8	13.5	4.9	5.9	19.6	24.4
	実数	276	117	43	51	170	212
新入社員	%	35.8	8.4	2.6	2.2	16.2	34.8
	実数	311	73	23	19	141	302
営業部門の従業員	%	28.3	13.1	5.3	6.4	22.0	24.9
	実数	246	114	46	56	191	216
仕入・調達部門の従業員	%	31.6	12.1	4.7	6.6	21.7	23.2
	実数	275	105	41	57	189	202

（注）過去3年間を通じて独占禁止法をテーマとした社内研修を実施していない場合を含む。

問 4-2-5

貴社は、独占禁止法コンプライアンスについて、役職員の理解度を確認するためのテストを実施していますか。【1つ選択・必須回答】

（回答者数：559社）

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	248	44.4
②	社内研修の前に実施している。	16	2.9
③	社内研修の後に実施している。	292	52.2
④	社内研修の前と後の両方で実施している。	3	0.5

（注）問4-2-1において「① 実施していない。」を選択した回答者を分母から除外して集計している。

**問 4-3 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用**

問 4-3-1

貴社は、役職員が自身の行為が独占禁止法違反行為に該当する可能性があるかどうかについて相談することができる相談窓口を社内に設置していますか。【1つ選択・必須回答】

（回答者数：869社）

回答選択肢		実数	%
①	設置していない。	75	8.6
②	事業部門外（法務・コンプライアンス部門等）にのみ設置している。	631	72.6
③	事業部門内にのみ設置している。	8	0.9
④	事業部門外及び事業部門内の両方に設置している。	155	17.8

問 4-3-2

問 4-3-1 で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法に関する相談を受け付けていることや相談窓口の利用方法等について役職員に周知する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：794社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	149	18.8
②	実施している。	645	81.2

問 4-3-3

問 4-3-1 で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、年間で何件ぐらい独占禁止法に関する社内相談が寄せられていますか。過去3年間(令和3年度～令和5年度)における状況を念頭に置いて、年間の独占禁止法に関する社内相談の受付件数<sup>(注)</sup>を数字(半角)で回答してください。

なお、当該期間を通じて独占禁止法に関する社内相談がなかった場合には「0」と記載してください。【記述式・必須回答】

(注)「独占禁止法に関する社内相談の受付件数」とは、貴社の社内の相談窓口に対して寄せられた独占禁止法に関する相談の受付件数を指すものとします。なお、正式な相談窓口を経由せずに寄せられた相談にも口頭やメール等で随時対応している場合等、全ての社内相談の受付件数を正確に把握できない場合には、概算の件数でも構いません(過去3年間(令和3年度～令和5年度)における独占禁止法に関する社内相談の受付件数を正確に把握できる場合には、過去3年間の平均受付件数を記載してください。)

(回答者数：794社)

回答		実数	%	
①	独占禁止法に関する社内相談の受付件数	0件	382	48.1
		1件以上10件以下	302	38.0
		11件以上20件以下	33	4.2
		21件以上30件以下	21	2.6
		31件以上	44	5.5
②	当該期間に相談窓口が設置されていなかった。	12	1.5	

(注)「① 独占禁止法に関する社内相談の受付件数」については、記述式回答欄において回答があった件数を表に記載の区ごとに集計した結果を掲載している。

**問 4-4 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用**

問 4-4-1

貴社の役職員は、独占禁止法違反行為に関して、懲戒処分その他の不利益処分(以下単に「処分」といいます。)の対象になり得ますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	いかなる役職員も処分の対象になることはない。	14	1.6
②	処分の対象になり得る。	855	98.4

問 4-4-2

問 4-4-1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社において、回答欄の役職・階級等の役職員は、独占禁止法違反行為に関して、処分の対象になり得ますか。以下の各役職・階級等の役職員について、該当する選択肢を選択してください。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：855社)

項目		処分の対象には ならない	社内規程に独占禁止法 違反を理由として処分 の対象になる旨が明記 されている	社内規程に明記され ていないが、処分の 対象になり得る <sup>(注1)</sup>
		%	%	%
経営トップ	%	3.7	23.0	73.2
	実数	32	197	626
経営トップ以外の経営陣	%	2.6	24.8	72.6
	実数	22	212	621
独占禁止法違反行為に関与した者	%	0.4	37.1	62.6
	実数	3	317	535
独占禁止法違反行為に関与した者の業務に 管理監督責任を負う者(上司)	%	1.3	27.8	70.9
	実数	11	238	606
独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見 等に向けた取組を不当に怠った者 <sup>(注2)</sup>	%	9.7	21.6	68.7
	実数	83	185	587
独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見 等に向けた取組を不当に怠った者の上司	%	10.6	19.8	69.6
	実数	91	169	595

(注1) 法令違反や信用失墜等の一般的な処分事由を適用する場合を含む。

(注2) 例えば、競争事業者との接触に係る事前申請や社内研修の受講を繰り返し怠った者や、自身の周囲で独占禁止法違反行為が行われていることを知りながら上司や然るべき部署への報告・相談を怠った者等を指す。

問 4-4-3

問 4-4-1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法違反行為への関与や独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等に向けた取組を不当に怠ることが処分の対象になることを役職員に周知する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：854社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	403	47.2
②	実施している。	451	52.8

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。

問 4-4-4

貴社は、独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度<sup>(注)</sup>を導入していますか。【複数選択可・必須回答】

(注) 本問では、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分の減輕又は免除の事由として考慮する、いわゆる「社内リニエンシー制度」は除きます。

(回答者数：868社)

回答選択肢		実数	%
①	独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力が役職員の利益になることはない。	709	81.7
②	独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための優れた取組をした役職員又は部門を表彰することとしている。	24	2.8
③	独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための優れた取組をした役職員に対して金銭的な報酬を与えることとしている。	6	0.7
④	独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のための取組への協力度合いを人事評価(昇格・昇級・昇給)の際に考慮することとしている。	48	5.5
⑤	その他	99	11.4

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。

## 問5 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策

### 問5-1 独占禁止法に関する監査の実施

#### 問5-1-1

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査<sup>(注)</sup>を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(注) 「独占禁止法をテーマとした監査」には、貴社が主催した監査のほか、外部の団体・組織・個人等に監査の実施を委託した場合の当該監査を含みます。また、他のコンプライアンスに関するテーマと併せて監査を実施する場合の当該監査を含みます。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	405	46.6
②	不定期に実施している。	144	16.6
③	定期的実施している(四半期に1回程度、又は、それよりも多い頻度)。	26	3.0
④	定期的実施している(半年に1回程度)。	28	3.2
⑤	定期的実施している(1年に1回程度)。	163	18.8
⑥	定期的実施している(2~3年に1回程度)。	36	4.1
⑦	定期的実施している(4~5年に1回程度)。	5	0.6
⑧	その他	62	7.1

#### 問5-1-2

問5-1-1で選択肢②ないし⑧のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査において、どのような手続を実施していますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：401社)

回答選択肢		実数	%
①	競争事業者との合意書等や競争事業者との打合せに係る議事録等の書面の閲読	108	26.9
②	競争事業者との接触に関する申請・承認・報告等の証跡の確認	159	39.7
③	旅費交通費・交際費等に関する請求書・領収書等の証拠の確認	115	28.7
④	メール・チャット・SNS等の履歴のキーワード検索	31	7.7
⑤	役職員向けのアンケート・ヒアリング	229	57.1
⑥	旅費交通費・交際費等の支出状況や営業利益率の変化、公共入札における落札率等に係るデータ分析	29	7.2
⑦	その他	71	17.7

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。また、問5-1-1における「⑧ その他」との回答については、その具体的な内容に係る記述式回答欄における回答を精査した結果、独占禁止法をテーマとした監査が実施されているか否かが不明瞭な回答が含まれていたため、集計から除外している。

問5-1-3

問5-1-1で選択肢②ないし⑧のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法をテーマとした監査の実施に当たり、AIを利用していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：400社)

回答選択肢		実数	%
①	利用していない。	386	96.5
②	利用している。	14	3.5

(注) 2社が無回答であったため、集計から除外している。また、問5-1-1における「⑧ その他」との回答については、その具体的な内容に係る記述式回答欄における回答を精査した結果、独占禁止法をテーマとした監査が実施されているか否かが不明瞭な回答が含まれていたため、集計から除外している。

**問5-2 内部通報制度の整備・運用**

問5-2-1

貴社は、独占禁止法違反行為に関する役職員による内部通報（独占禁止法違反行為に関与した役職員からの自主的な申告を含みます。）を受け付ける内部通報窓口を設置していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	設置していない。	15	1.7
②	社外（弁護士事務所等）にのみ設置している。	41	4.7
③	社内にのみ設置している。	80	9.2
④	社外及び社内の両者に設置している。	733	84.3

問5-2-2

問5-2-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、独占禁止法違反行為に関する情報について内部通報窓口の利用が可能であることやその利用方法等を役職員に周知する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：854社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	66	7.7
②	実施している。	788	92.3

問5-2-3

問5-2-1で選択肢②ないし④のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、年間で何件ぐらい独占禁止法に関する内部通報が寄せられていますか。過去3年間（令和3年度～令和5年度）における状況を念頭に置いて、年間の独占禁止法に関する内部通報の受付件数<sup>(注)</sup>を数字（半角）で回答してください。

なお、当該期間を通じて独占禁止法に関する内部通報がなかった場合には「0」と記載してください。【記述式・必須回答】

(注) 「独占禁止法に関する内部通報の受付件数」とは、貴社の社内又は社外の内部通報窓口に対してなされた独占禁止法に関する内部通報の受付件数を指すものとします。なお、独占禁止法に関する内部通報の受付件数を正確に把握できない場合には、概算の件数でも構いません（過去3年間（令和3年度～令和5年度）における独占禁止法に関する内部通報の

受付件数を正確に把握できる場合には、過去3年間の平均受付件数を記載してください。)

(回答者数：854社)

回答		実数	%	
①	独占禁止法に関する内部通報の受付件数	0件	788	92.3
		1件以上10件以下	57	6.7
		11件以上20件以下	1	0.1
②	当該期間に内部通報窓口が設置されていなかった。	8	0.9	

(注)「① 独占禁止法に関する内部通報の受付件数」については、記述式回答欄において回答があった件数を表に記載の区分ごとに集計した結果を掲載している。

### 問5-3 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入

#### 問5-3-1

貴社は、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分の軽減又は免除の事由として考慮する（以下このような考慮をする仕組み・取組のことを「社内リニエンシー制度」といいます。）こととしていますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	考慮しないこととしている。	266	30.6
②	社内規程に明記していないが、考慮することとしている。	240	27.6
③	独占禁止法違反行為について考慮することを社内規程に明記していないが、不正行為等全般について考慮することを社内規程に明記しており、独占禁止法違反行為もその対象に含まれている。	162	18.6
④	独占禁止法違反行為について考慮することを社内規程に明記している。	65	7.5
⑤	その他	136	15.7

#### 問5-3-2

問5-3-1で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社は、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、懲戒処分の軽減又は免除が認められることやその可能性があることを役職員に周知する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：464社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	316	68.1
②	実施している。	148	31.9

(注)3社が無回答であったため、集計から除外している。また、問5-3-1における「⑤ その他」との回答については、その具体的な内容に係る記述式回答欄における回答を精査した結果、役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分の軽減又は免除の事由として考慮することとしているか否かが不明瞭な回答が含まれていたため、集計から除外している。

#### 問5-3-3

問5-3-1で選択肢②ないし⑤のいずれかを選択した方にお尋ねします。

貴社では、過去3年間（令和3年度～令和5年度）に、貴社の役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした事実が懲戒処分の軽減又は免除の事由として考

慮される状況下において、貴社の役職員から独占禁止法違反行為に関与した旨の自主的な申告がなされたことはありましたか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：465社)

回答選択肢		実数	%
①	なかった。	458	98.5
②	あった。	7	1.5

(注) 2社が無回答であったため、集計から除外している。また、問5-3-1における「⑤ その他」との回答については、その具体的な内容に係る記述式回答欄における回答を精査した結果、役職員が独占禁止法違反行為への関与を自主的に申告したり社内調査に協力したりした場合に、当該事実を懲戒処分の減軽又は免除の事由として考慮することとしているか否かが不明瞭な回答が含まれていたため、集計から除外している。

#### 問5-4 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応

##### 問5-4-1

貴社は、監査や内部通報（独占禁止法違反行為への関与に関する自主的な申告を含みます。）等により貴社の社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合における体制や対応方針・手続等について定めた社内規程・マニュアル等（以下「有事対応マニュアル」といいます。）<sup>(注)</sup>を策定していますか。

【1つ選択・必須回答】

(注) 独占禁止法違反に特化した社内規程・マニュアル等だけでなく、不正行為等全般に関する社内規程・マニュアル等の中に独占禁止法違反に関する事項が記載されている場合や不正行為等全般に関する社内規程・マニュアル等が独占禁止法違反にも適用される場合を含みます。また、問3-3-1でお尋ねした社内規程・マニュアル等や監査の実施に係る規程・内部通報規程等において、社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合における体制や対応方針・手続等が定められている場合には、選択肢②を選択してください。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	策定していない。	350	40.3
②	策定している。	519	59.7

##### 問5-4-2

問5-4-1で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

貴社の社内で独占禁止法違反の疑いが生じた場合、貴社の有事対応マニュアルではどのような対応を行うことになっていますか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：519社)

回答選択肢		実数	%
①	経営トップ（当該独占禁止法違反について経営トップの関与が疑われる場合には経営トップ以外の最終意思決定権者）に報告し、対応方針について同人の指示を仰ぐ。	344	66.3
②	社内調査等の有事対応の実施に係る体制（例：社内調査委員会等）を構築する。	363	69.9
③	あらかじめリストアップされている特定の弁護士等の外部専門家に相談する。	207	39.9
④	証拠の破棄・隠匿・改ざん等を行わず、調査に協力するよう役職員に周知する。	209	40.3
⑤	当該独占禁止法違反に係る事実関係について社内調査を実施する。	436	84.0
⑥	当該独占禁止法違反に係る事実関係以外の類似事案について社内調査を実施する。	156	30.1
⑦	課徴金減免制度及び調査協力減算制度の利用を検討する。	137	26.4
⑧	社内で独占禁止法違反行為が確認された場合には、当該独占禁止法違反行為が発生した原因を徹底的に分析する。	315	60.7
⑨	社内で独占禁止法違反行為が確認された場合には、二度と社内で独占禁止法違反行為が発生しないよう、再発防止策を策定・実行する。	366	70.5
⑩	その他	43	8.3

## 問6 プログラムの定期的な評価とアップデート

### 問6-1

貴社は、貴社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を定期的に評価し、是正・改善すべき点が確認された場合には、プログラムをアップデートしていますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	評価・アップデートしていない。	293	33.7
②	不定期に評価・アップデートしている。	351	40.4
③	定期的に評価・アップデートしている（1年に1回程度又はそれよりも多い頻度）。	145	16.7
④	定期的に評価・アップデートしている（2～3年に1回程度）。	26	3.0
⑤	定期的に評価・アップデートしている（4～5年に1回程度）。	8	0.9
⑥	その他	46	5.3

### 問6-2

貴社は、自社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識・行動の改善度合いを測定する取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	643	74.0
②	実施している。	226	26.0

## 問7 企業グループとしての一体的な取組等

### 問7-1

貴社は、国内の連結子会社や持分法適用会社（非連結子会社及び関連会社を指します。以下同じ。）、業務委託先、取引先（調達先等を含みます。以下同じ。）による独占禁止法違反行為の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。これらの各区分に該当する会社の存否について下表1行目の回答欄にチェックを入れた上で、下表2行目以降の各項目について、各区分に該当する会社について実施している場合には、回答欄にチェックを入れてください（各区分に該当する会社が存在しない、又は、全ての区分について実施していない場合には、「全てについて該当なし」にチェックを入れてください。）<sup>(注)</sup>。【複数選択可・必須回答】

(注) 貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、貴社から見た貴社グループ全体の状況について回答してください。また、国内の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先の各区分について、それぞれの区分に該当する会社の全部について取組を実施していない場合であっても、当該会社における独占禁止法違反リスクが貴社の独占禁止法違反リスクにもなり得る会社について取組を実施していると考えられる場合には、回答欄にチェックを入れてください。

(回答者数：868社)

項目		全てについて 該当なし	国内連結子 会社	国内持分法 適用会社	国内業務委 託先	国内取引先
各区分に該当する会社の存否(該当する会社が1社でも存在すればチェックを入れてください。)	実数	56	782	408	583	605
貴社又は貴社グループの経営トップによる独占禁止法に関するメッセージの発信	実数	388	467	135	90	92
独占禁止法違反リスク評価の実施(リスクへの対応方針の検討・決定を含みます。)	実数	509	350	82	31	37
貴社又は貴社グループの行動規範の遵守の要求	実数	135	722	185	113	115
貴社又は貴社グループの独占禁止法コンプライアンス基本規程の適用	実数	463	401	89	18	12
貴社又は貴社グループの独占禁止法コンプライアンスマニュアルの配布	実数	490	376	85	12	10
独占禁止法をテーマとした研修の実施	実数	409	457	96	13	9
貴社又は貴社グループの相談窓口における独占禁止法に関する相談の受付	実数	202	653	184	136	129
独占禁止法違反への対応方針(損害賠償請求や契約解除等)の明確化	実数	643	186	44	77	81
独占禁止法をテーマとした監査の実施	実数	544	322	74	5	5
貴社又は貴社グループの内部通報窓口における独占禁止法に関する通報の受付	実数	141	711	231	217	206
独占禁止法に関する情報共有(社内で独占禁止法違反行為が発生した際の報告の要求を含みます。)	実数	279	581	151	41	35
独占禁止法コンプライアンスプログラムの定期的な評価	実数	633	230	47	10	9
M&A や新規取引の際の独占禁止法に関するデューデリジェンスの実施	実数	472	372	107	47	53

(注) 1社が無効回答であったため、集計から除外している。

## 問7-2

貴社は、海外の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先による独占禁止法又は外国競争法(以下両者を総称して「競争法」といいます。)違反行為の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。これらの各区分に該当する会社の存否について下表1行目の回答欄にチェックを入れた上で、下表2行目以降の各項目について、各区分に該当する会社について実施している場合には、回答欄にチェックを入れてください(各区分に該当する会社が存在しない、又は、全ての区分について実施していない場合には、「全てについて該当なし」にチェックを入れてください。)(注)。**【複数選択可・必須回答】**

(注) 貴社がいわゆる「純粋持株会社」に該当する場合には、貴社から見た貴社グループ全体の状況について回答してください。また、海外の連結子会社や持分法適用会社、業務委託先、取引先の各区分について、それぞれの区分に該当する会社の全部について取組を実施していない場合であっても、当該会社における競争法違反リスクが貴社の競争法違反リスクにもなり得る会社について取組を実施していると考えられる場合には、回答欄にチェックを入れてください。

(回答者数：867社)

項目		全てについて該当なし	海外連結子会社	海外持分法適用会社	海外業務委託先	海外取引先
各区分に該当する会社の存否(該当する会社が1社でも存在すればチェックを入れてください。)	実数	195	619	274	385	446
貴社又は貴社グループの経営トップによる競争法に関するメッセージの発信	実数	505	357	70	31	37
競争法違反リスク評価の実施(リスクへの対応方針の検討・決定を含みます。)	実数	612	251	44	13	19
貴社又は貴社グループの行動規範の遵守の要求	実数	317	541	94	52	61
貴社又は貴社グループの競争法コンプライアンス基本規程の適用	実数	589	275	45	5	10
貴社又は貴社グループの競争法コンプライアンスマニュアルの配布	実数	640	224	38	6	8
競争法をテーマとした研修の実施	実数	633	232	40	3	3
貴社又は貴社グループの相談窓口における競争法に関する相談の受付	実数	419	442	96	51	51
競争法違反への対応方針(損害賠償請求や契約解除等)の明確化	実数	707	129	27	50	52
競争法をテーマとした監査の実施	実数	683	183	31	0	1
貴社又は貴社グループの内部通報窓口における競争法に関する通報の受付	実数	395	463	112	94	96
競争法に関する情報共有(社内で競争法違反行為が発生した際の報告の要求を含みます。)	実数	453	407	75	17	18
競争法コンプライアンスプログラムの定期的な評価	実数	709	153	24	1	5
M&A や新規取引の際の競争法に関するデューデリジェンスの実施	実数	548	298	74	32	43

(注) 2社が無効回答であったため、集計から除外している。

**問8 独占禁止法コンプライアンスガイド**

## 問8-1

公正取引委員会では、企業等における独占禁止法コンプライアンスの取組を支援する観点から、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」(以下「独占禁止法コンプライアンスガイド」といいます。)を令和5年12月21日に公表しました。

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>

本調査票の回答者の方にお尋ねします。あなたは、この独占禁止法コンプライアンスガイドについて、本調査票による調査の実施前から知っていましたか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	知らなかった。	470	54.1
②	知っていた。	399	45.9

問 8-2

問 8-1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

本調査票の回答者の方にお尋ねします。あなたは、独占禁止法コンプライアンスガイドについてどこで知りましたか。【複数選択可・必須回答】

(回答者数：398社)

回答選択肢		実数	%
①	公正取引委員会のウェブサイト	280	70.4
②	Facebook や X (旧 Twitter) 等の SNS	8	2.0
③	新聞やインターネット上のニュースコンテンツによる報道	108	27.1
④	法律専門雑誌等の記事・論文	113	28.4
⑤	経済団体や事業者団体からの情報提供 (メーリングリストやニュースレター等を含む。)	54	13.6
⑥	弁護士等の外部専門家からの情報提供 (メーリングリストやニュースレター等を含む。)	121	30.4
⑦	公正取引委員会の職員が登壇するセミナー	46	11.6
⑧	公正取引委員会の職員以外の講師 (弁護士等) が登壇するセミナー	32	8.0
⑨	独占禁止法違反事件に係る排除措置命令等の執行説明会	3	0.8
⑩	その他	8	2.0

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。

問 8-3

問 8-1 で選択肢②を選択した方にお尋ねします。

独占禁止法コンプライアンスガイドは、貴社における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の推進に役立ちましたか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：398社)

回答選択肢		実数	%
①	役に立たなかった。	44	11.1
②	役に立った。	354	88.9

(注) 1社が無回答であったため、集計から除外している。

問 8-4

独占禁止法コンプライアンスガイドでは、本調査票でもお尋ねした合計14個の項目について紹介しているところ、貴社は、貴社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識の向上や行動の改善を図る上で、下表の各項目の中で、どの項目を重視していますか。下表の各項目の中から、重視している順に第1位から第5位まで5つの項目を選択してください。【5つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

項目		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第1位	%	42.7	15.8	11.7	1.2	2.9	5.2	9.9	2.2	0.3	0.2	4.8	0.0	2.8	0.3
	実数	371	137	102	10	25	45	86	19	3	2	42	0	24	3
第2位	%	5.5	18.5	16.0	3.2	9.4	10.1	14.2	7.8	0.9	2.9	6.8	0.5	3.1	1.0
	実数	48	161	139	28	82	88	123	68	8	25	59	4	27	9
第3位	%	3.7	6.0	12.1	5.2	9.3	8.9	19.7	10.8	1.2	3.2	10.4	0.3	7.4	2.0
	実数	32	52	105	45	81	77	171	94	10	28	90	3	64	17
第4位	%	3.5	8.4	7.4	8.5	6.7	7.7	14.0	13.1	3.0	4.9	10.7	1.0	7.7	3.3
	実数	30	73	64	74	58	67	122	114	26	43	93	9	67	29
第5位	%	3.6	4.9	5.2	5.2	12.0	4.6	11.4	8.4	3.2	6.9	13.1	2.3	12.8	6.4
	実数	31	43	45	45	104	40	99	73	28	60	114	20	111	56

(注) 表中の丸数字は、以下の各項目と対応している。

- ①：経営トップのコミットメントとイニシアティブ
- ②：自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応
- ③：独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用
- ④：組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分
- ⑤：企業グループとしての一体的な取組
- ⑥：競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用
- ⑦：独占禁止法に関する社内研修の実施
- ⑧：独占禁止法に関する相談体制の整備・運用
- ⑨：独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用
- ⑩：独占禁止法に関する監査の実施
- ⑪：内部通報制度の整備・運用
- ⑫：独占禁止法に関する社内リネンシー制度の導入
- ⑬：独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応
- ⑭：プログラムの定期的な評価とアップデート

#### 問 8-5

問 8-4 の各項目について、貴社の役職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識の向上や行動の改善を図る上で、貴社として課題・障壁に直面している項目や、コンプライアンス所管部署の担当者として悩みを抱えている項目はありますか。【課題・障壁や悩みが大きい順に最大5つ選択・任意回答】

(回答者数：第1位・520社、第2位・441社、第3位・365社、第4位・294社、第5位・274社)

項目		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第1位	%	11.2	19.4	8.1	22.3	13.3	6.2	6.0	1.2	0.6	0.8	1.9	2.5	3.1	3.7
	実数	58	101	42	116	69	32	31	6	3	4	10	13	16	19
第2位	%	1.8	13.6	10.2	13.6	13.2	7.7	10.7	4.5	2.5	4.5	2.0	4.8	4.1	6.8
	実数	8	60	45	60	58	34	47	20	11	20	9	21	18	30
第3位	%	3.3	5.2	9.6	9.0	11.0	8.2	8.8	5.8	3.0	5.8	4.1	7.1	11.0	8.2
	実数	12	19	35	33	40	30	32	21	11	21	15	26	40	30
第4位	%	3.7	5.4	4.1	9.2	9.9	7.5	9.5	5.8	4.4	9.9	6.1	4.8	9.2	10.5
	実数	11	16	12	27	29	22	28	17	13	29	18	14	27	31
第5位	%	4.7	6.6	3.6	4.7	9.1	4.7	11.3	6.2	4.4	8.8	4.7	7.7	9.5	13.9
	実数	13	18	10	13	25	13	31	17	12	24	13	21	26	38

(注) 表中の丸数字については、問 8-4 と同じ。

#### 問 9 その他

##### 問 9-1

近年、競争事業者の価格の調査や自社商品・サービスの価格設定にアルゴリズム<sup>(注)</sup>が活用されるようになっていることに伴い、カルテルの合意や実施がより容易になったり、新たな形態の協調的行動が出現したりすることも考えられます。このようなアルゴリズムによる独占禁止法違反行為について、貴社は、未然防止・早期発見等の観点から、何らかの取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(注) 本間において、「アルゴリズム」とは、入力を出力に変換する一連の計算手順のことをいいます。

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	834	96.0
②	実施している。	35	4.0

問9-2

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等について、(1)これらのコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、(2)これらのコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）に該当する可能性があります。特に、労務費に関しては、内閣官房及び公正取引委員会が昨年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しております。

上記に関して、貴社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の転嫁に関する優越的地位の濫用行為の未然防止・早期発見等の観点から、貴社の社内において、何らかの取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	225	25.9
②	実施している。	644	74.1

問9-3

貴社は、カルテル・談合（不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当する行為）以外の企業が主体となる独占禁止法違反行為（私的独占（同条第5項）や不公正な取引方法（同条第9項各号）に該当する行為で、問9-2でお尋ねした価格転嫁に関する優越的地位の濫用行為を除きます。）の未然防止・早期発見等のため、何らかの取組を実施していますか。【1つ選択・必須回答】

(回答者数：869社)

回答選択肢		実数	%
①	実施していない。	414	47.6
②	実施している。	455	52.4